

[事案 29-301] 資料開示等請求

・平成 30 年 1 月 19 日 不受理決定

<事案の概要>

がん保険の加入時に募集人の不適切な取扱いがあったとして、本契約に関する保険会社の内部資料の開示ならびに保険会社および代理店からの謝罪文の送付を求めて申立てのあったもの。

なお、本契約は告知前に被保険者ががんと診断確定されていたことから無効とされた。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、当審査会は、保険契約上の権利等に関する紛争を解決するための機関であり、個別資料の開示を保険会社に求める権限等を有しないことから、申立てを不受理とした。